事務連絡

平成27年6月15日

指定通所介護事業所　管理者様

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課長

通所介護事業所における加算を算定する際の留意事項について

日頃より、東京都の高齢福祉につきましてご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の平成27年度介護報酬改定で新設された中重度者ケア体制加算の算定要件である看護職員の配置につきまして、下記のとおり厚生労働省振興課に確認いたしましたのでお知らせいたします。報酬請求時に誤りのないよう、今一度ご確認をお願いいたします。

福祉保健局ホームページ内「東京都介護サービス情報」にも同様の内容を掲載いたしますので、関係法令及び国の平成27年度介護報酬改定に関するQ&Aと併せて確認し、適切な対応をお願いいたします。

記

**１　厚生労働省老健局振興課への確認事項**

（質問）　中重度者ケア体制加算と口腔機能向上加算を同時に算定する場合、１名の看護職員の配置で両方の加算を算定することはできるか。

（回答）　できない。中重度者ケア体制加算と口腔機能向上加算を同時に算定する場合、１名の看護職員で両方の加算を算定することはできないので、中重度者ケア体制加算を算定するための看護職員とは別に、口腔機能向上加算を算定するための看護職員等の配置が必要である。

**２　参考（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準から抜粋）**

　 中重度者ケア体制加算

ハ　指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を１名以上配置していること。

　 口腔機能向上加算

イ　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置していること。

**３　ホームページ掲載先**

　東京都介護サービス情報　＞　指定後の届出・手続き・通知等 ＞ 7　通所介護・介護予防通所介護

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\_lib/index.html

問合せ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課介護事業者係

担当　作間・富樫・坂上

電話　03-5320-4593　　FAX　03-5388-1425